

27 各介第 435 号
平成 28 年 2 月 1 日

各務原市介護保険サービス事業者協議会
会長 稲垣 光晴 様

各務原市健康福祉部介護保険課長

介護認定申請に係る手続きについて

平素より、介護保険運営に多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
マイナンバー法の施行に伴い、要介護（要支援）認定申請書にマイナンバーの記載が必要となりましたが、あわせて変更した部分がありますので、下記のとおりご案内いたします。

なお、従前の申請書もしばらくの間利用することができます。

記

【認定申請書（表面）】

(1) 第三者行為の確認欄について

第三者行為（高齢者の交通事故等）が原因で、介護認定申請をされるのかを確認する為、この際、確認欄を設けました。

※ 介護保険課では、第三者行為求償事務をしています。第三者求償事務とは、交通事故等により入院治療を経た後、介護認定の申請をされた場合は、各務原市から損害保険会社に求償請求をすることをいい、安定的な保険運営上必要な事務です。

(2) 延期通知省略に関する同意について

個人情報提供に関する同意欄の下段に更新申請者について、延期通知書を省略してもよいという承諾文を追加いたしました。

※ 更新申請の場合、有効期限があるにもかかわらず延期通知書が発出されることにより高齢者に混乱を生じることから、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成 23 年 2 月 22 日開催）にて「更新申請者については、有効期間内に更新申請を行う場合であれば、事前に申請者の同意を得ていれ

ば、延期通知を省略する取扱いとしても差し支えない」との見解が示されて
おります。

(3) その他

電話番号欄などの軽微な体裁を整えました。

【認定申請書（裏面）】

軽微な変更

調査の際に必要な事項を下段に設けました。こちらは申請時の記載は不要で
す。

【認定調査に関する啓発チラシ】

別添のチラシについて、介護認定申請時に窓口で配布するよう準備を進めて
おります。(2月中旬予定)

代行申請者の方が必要な方は窓口でお申し付けください。

問い合わせ先

担当課	各務原市介護保険課
担当者	介護認定係長 堀
電話	058-383-1970